

DV・虐待等被害者の情報不開示の申し出について

2021年3月（予定）からマイナポータルが利用できることにより、各被保険者（被扶養者含む）が、自らの情報提供等記録（地方公共団体や医療機関等との間で行った情報提供等の記録）のほか、保険者中間サーバーに保存されている自己情報を閲覧することが可能となります。

このことから、DVや虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「被害者」という。）の避難先の住所・居所がある都道府県若しくは市町村又は勤務先若しくは勤務地に係る情報については、加害者に当該情報を確認された場合には、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当し得るものであります。

そこで、情報不開示を希望される方は、その旨を共済組合の総務課資格係まで申し出てください。

想定されるケース

【ケース①】被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者がDV・虐待等被害者の自己情報を直接確認して避難先の都道府県又は市町村が加害者に伝わるケース

【ケース②】被害者が、加害者からの避難（転居等）に伴って新たな医療保険者等（広域連合を含む。以下、同じ。）に加入した後、当該医療保険者等が避難元市町村に居住する加害者に係る情報照会をした場合に、当該医療保険者からの照会記録があることにより当該被害者の避難先の住所・居所・勤務先・勤務地（以下「住所等」という。）につながる情報が加害者に伝わるケース